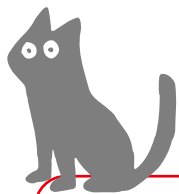


野良猫でお困りの地域の皆様へ



～猫と上手に付き合いましょう～



ふん尿で困っている
子猫が生まれて増えて困る
食べ残した餌が不衛生
鳴き声がうるさい
ゴミをあさって散らかす

野良猫は迷惑

お腹を空かせた猫に餌をあげたい

猫が増えるのは困る

自分の家では飼えない

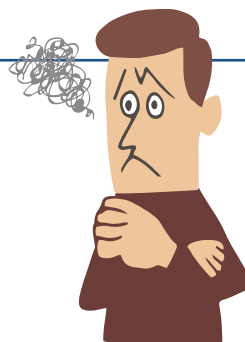
不妊去勢手術を受けさせたい

かわいそうな猫を助けたい



猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられています。保健福祉事務所や市役所でも捕獲はしていません。

餌を与えるだけでは、子猫が生まれたり、他から猫が集まったりして、ふん尿、鳴き声など、近所への迷惑となります。



どうしたらいいのでしょうか？

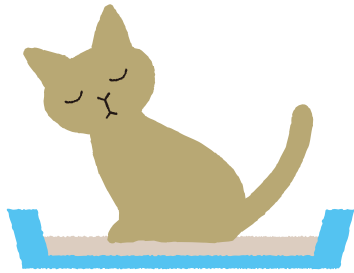
佐賀県では、不幸な猫を増やさないで、地域への被害を軽減させるために「地域猫活動」を推進しています。

「地域猫活動」とは、地域住民が主体となり、野良猫への餌やり、トイレ設置、繁殖制限など適正な管理を実施して、野良猫の排除に拠らないで問題解決を図る活動です。

地域猫の進め方

1 地域での話し合い ～ご近所さんの理解を得ましょう～

地域住民、町内会や自治会の役員などが、現状での問題点や解決に向けた取り組みについて話し合います。住民同士で話がまとまらない場合は、市町や県の職員など中立的な立場の人にアドバイスをもらいましょう。



2 計画づくり

野良猫の生息数の把握、活動のルール作り（餌やりの場所・時間、トイレの設置・清掃）、役割分担などの計画を立てます。

3 不妊去勢手術

猫は年に2～3回繁殖し、1回に5頭程度出産します。これ以上増やさないために不妊去勢手術を実施し、手術済みであることが分かるように耳先を少しカットして、元の場所に戻します。※不妊去勢手術費用の助成を行っている市町もありますので、各市町にお問い合わせください。



不妊去勢手術
済みの印

4 その後の管理

- ☐ ルールを守った餌やり：時間、場所、量の管理、置き餌の禁止
- ☐ トイレ：迷惑にならない場所に設置
- ☐ フン・尿：トイレや周辺のフン・尿を適切に処理

5 その他

- ☐ 餌やトイレの場所は、周辺環境に十分配慮して決める。
- ☐ 定期的に活動状況を地域にお知らせする。
- ☐ 新たな飼い主を探す努力をする。
- ☐ 看板等の設置や見回りによって、捨て猫の防止を徹底する。

お問い合わせ：佐賀県健康福祉部生活衛生課・各保健福祉事務所衛生対策課